

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る移動制限区域の解除について

1月1日に吾妻郡高山村内で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、1月25日に移動制限区域（発生農場から半径3km以内）の農場で清浄性を確認した後、同区域で新たな発生がなかったことを受け、国と協議した結果、移動制限区域を本日（1月31日）0時に解除しました。

これにより、蔓延防止等のために設置していた消毒ポイントを全て廃止し、今回の発生に係る全ての措置、対応が完了しました。

【移動制限区域解除に至るまでの経緯】

1月9日	発生農場における防疫措置が完了
1月25日	防疫措置完了後、10日が経過した後に実施した清浄性確認検査で陰性を確認し、搬出制限区域（発生農場から半径3～10km以内）を解除
1月31日	防疫措置完了後、21日が経過した後も移動制限区域で新たな発生が認められなかったことから移動制限区域を解除

【搬出制限区域及び移動制限区域の設定状況等】

区 域	農 場 数	飼 養 羽 数	1月25日	(今回) 1月31日
移動制限区域（3km以内）	3農場	約60,000羽	(清浄性確認)	解除
搬出制限区域（3km～10km以内）	7農場	約3,000羽	解除	